大阪地方検察庁岸和田支部検察官
平成29年検第924号窃盗被告事件（平成29年領第501号）　1．缶ビール33箱。2．缶チューハイ３箱

名古屋地方検察庁検察官
平成29年検第101239号覚せい剤取締法違反被告事件（平成29年領第1277号）　1．注射器12本。2．スプーン１本。3．ビニール袋374枚。4．パイプ様のもの１個。5．網２枚。6．検査キット１個。7．紙片７枚。8．電子秤１台。9．現金108,000円。10．封筒44枚。11．ビニール片３枚
平成28年検第112462号常習特殊窃盗被告事件（平成29年領第761号）　1．指輪７個。2．ネックレス２本。3．アクセサリー２個

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月７日
北陸地方整備局長　小俣　　篤
1　処分をした年月日　平成29年11月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニッコー株式会社　三谷　明子　石川県白山市相木町383番地　国土交通大臣許可（特―24）第6532号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月７日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年10月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　不二木材工業株式会社　加藤　峰生　愛知県名古屋市熱田区大宝四丁目１番11号　国土交通大臣許可（般―24）第8781号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月11日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月７日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東海クボタ　森藤　雅隆　三重県四日市市新正二丁目16番13号　国土交通大臣許可（般―28）第24074号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月19日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月７日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　静岡ロジスティクス株式会社　北村　宗弘　静岡県駿東郡長泉町南一色632番地の10　国土交通大臣許可（般―28）第26202号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年10月27日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 29 年 12 月７日
中部地方整備局長　塚原　浩一
1　処分をした年月日　平成29年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　久米工業株式会社　久米　隆嗣　愛知県名古屋市南区明治一丁目10番14号　国土交通大臣許可（般―24）第18740号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月２日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２９年（家）第３０１８３号
広島市中区江波栄町14番15号
申立人　藤田　賢次
本籍広島県呉市西惣付町199番地、最後の住所広島県呉市栃原町150番地の２、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日平成26年10月23日、出生の場所京都府加佐郡新舞鶴町、出生年月日大正15年10月８日、職業無職
被相続人　亡　**藤**原　節子
事務所広島県呉市中央１丁目４番24号リベラビル５階
相続財産管理人　弁護士　加藤　之拓
広島家庭裁判所呉支部
平成２９年（家）第７０５７号
山口県柳井市南町３丁目６番11号Ｂｌｉｓｓ南町１階２階
申立人　吉岡　　誠
本籍山口県周南市大字大島61番地２、最後の住所山口県熊毛郡平生町大字佐賀２番地の77、死亡の場所山口県熊毛郡平生町、死亡年月日平成27年10月９日、出生の場所山口県都濃郡鹿野町、出生年月日昭和14年３月14日、職業無職
被相続人　亡　田村　　勉
山口県柳井市南町３丁目６番11号Ｂｌｉｓｓ南町１階２階
相続財産管理人　吉岡　　誠
山口家庭裁判所岩国支部
平成２９年（家）第４１７号
香川県高松市多賀町３丁目17番75号
申立人　大川　則子
本籍香川県高松市多賀町３丁目495番地、最後の住所香川県高松市多賀町３丁目17番31号、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日平成29年６月７日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和９年４月10日、職業不詳
被相続人　亡　大川　弘子
事務所香川県高松市塩上町１－２－30　三宅ビル２階　高松あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤本　隆英
高松家庭裁判所
平成２９年（家）第１９７号
岡山県倉敷市児島下の町５丁目６番６号
申立人　原田　洋子
本籍香川県観音寺市大野原町花稲308番地１、最後の住所愛媛県新居浜市高木町11番52号、死亡の場所愛媛県新居浜市、死亡年月日平成28年10月９日、出生の場所愛媛県新居郡金子村、出生年月日昭和11年５月13日、職業無職
被相続人　亡　入江　敏子
愛媛県新居浜市菊本町１丁目１番34号　**盛**宝ビル３Ｆ　藤田司法書士事務所
相続財産管理人　藤田　行雄
松山家庭裁判所西条支部
平成２９年（家）第１６６号
福岡県久留米市城南町８番地10　ロフティ城南203号
申立人　竹内　成子
本籍福岡県八女市津江1198番地、最後の住所福岡県八女市津江1198番地２、死亡の場所福岡県八女市、死亡年月日平成24年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所福岡県八女市、出生年月日昭和29年４月６日、職業無職
被相続人　亡　高山　共隆
事務所福岡県久留米市日吉町23番地３メディア７ビル６階弁護士法人かばしま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野智恵美
福岡家庭裁判所八女支部